第184号
受
22.5.6
付
小郡三井医師会

福県医発第２６５号（地）
平成２２年　４月３０日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
（公 印 省 略）

平成２２年度特定健康診査・特定保健指導、
福岡県後期高齢者健康診査の委託契約の締結について

標記の件につきまして、平成２２年４月１日付けで福岡県後期高齢者医療広域連合との健康診査の委託契約、福岡県医師国民健康保険組合との特定健康診査・特定保健指導の委託契約を締結いたしました。

つきましては、各委託契約書（写）をご参考までに１部お送りいたしますので、福岡県後期高齢者健康診査・特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施に関しまして、実施医療機関への周知方につき貴会のご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、周知にあたりましては、下記の点にご留意ください。

１）今回委託契約を締結した保険者との特定健康診査等の実施内容及び委託料単価については前年度と変更はありません。（福岡県後期高齢者健康診査については、前年度同様に、基本的な健診の項目に「腹囲」は入っておりません。）

２）福岡県後期高齢者健康診査・特定健康診査の詳細な健診の項目、特に眼底検査について、自身の医療機関で実施できない場合は再委託をして実施してください。また、再委託の単価については、実施医療機関と再委託をする医療機関の間で、委託契約で定められた単価の範囲内で決めてください。

３）実施後は遅滞なく結果を電子化し代行機関（福岡県社会保険診療報酬支払基金・福岡県国民健康保険団体連合会）に提出することとなっています。（「平成２２年４月１６日付福県医発第１６９号（地）」書類の別紙２参照）

小郡三井医師会より

後期高齢者医療担当理事　山下拓郎
特定健診担当理事　名取一幸
会長　蒲池　壽

平成２２年度福岡県後期高齢者健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する健康診査について、福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）と社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総　則）

第１条　甲は、健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務等）

第２条　甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙１健診等内容表のとおりとする。

２　業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙２実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

３　乙は、前項の実施機関一覧表を変更する場合は、甲に実施機関変更届を提出し、甲の承認を得るものとする。

４　健康診査において、乙又は実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第３条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

５　健康診査の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。）である福岡県国民健康保険団体連合会への送付を行うものとする。

（対象者）

第３条　健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する健康診査受診票を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等票面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第４条　この契約の有効期間は、平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までとする。

（委託料）

第５条　委託料は、別紙３内訳書のとおりとする。

（委託料の請求）

第６条　乙又は実施機関は、健康診査の実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち健康診査受診票に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、代行機関に請求するものとする。

2　第１項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（ＦＤ、ＭＯ、若しくはＣＤ－Ｒ）を実施月の翌月５日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たる場合は、期限後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を期限とする。

3　第１項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

（委託料の支払い）

第７条　甲は、乙又は実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が６日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2　甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙又は実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3　請求者（乙又は実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第６条第１項の方法により請求を行うこととする。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第８条　実施機関において、被保険者証と健康診査受診票の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2　実施機関において、被保険者証と健康診査受診票の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関等を通じて実施機関に支払うものとする。

3　実施機関において、健康診査受診票に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

（再委託の禁止）

第９条　乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙又は実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、

この限りではない。

2　前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

（譲渡の禁止）

第10条　乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第11条　実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその責任と負担において処理に当たるものとする。

2　前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その責任と負担について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3　前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（個人情報の保護）

第12条　乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙4個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0421009号、老発第0421001号）及び甲において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2　前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（業務等の調査等）

第13条　甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2　甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

（契約の解除）

第14条　甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2　前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

（協　議）

第15条　この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２２年　４月　１日

委託者（甲）

福岡県後期高齢者医療広域連合

福岡市博多区千代４丁目１番２７号

広域連合長　楢　原　利　則

受託者（乙）

社団法人福岡県医師会

福岡市博多区博多駅南２丁目９番３０号

会　長　　横　倉　義　武

別紙１

健診等内容表

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="22">特定健康診査※</td><td rowspan="19">基本的な健診の項目</td><td colspan="2">既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)</td></tr>
<tr><td colspan="2">自覚症状及び他覚症状の検査</td></tr>
<tr><td rowspan="3">身体計測</td><td>身長</td></tr>
<tr><td>体重</td></tr>
<tr><td>BMI</td></tr>
<tr><td rowspan="2">血圧</td><td>収縮期血圧</td></tr>
<tr><td>拡張期血圧</td></tr>
<tr><td rowspan="3">血中脂質検査</td><td>中性脂肪</td></tr>
<tr><td>HDL－コレステロール</td></tr>
<tr><td>LDL－コレステロール</td></tr>
<tr><td rowspan="3">肝機能検査</td><td>GOT</td></tr>
<tr><td>GPT</td></tr>
<tr><td>γ－GTP</td></tr>
<tr><td rowspan="2">血糖検査
(いずれかの項目の実施で可)</td><td>空腹時血糖</td></tr>
<tr><td>ヘモグロビンＡ１ｃ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">尿検査</td><td>糖</td></tr>
<tr><td>蛋白</td></tr>
<tr><td rowspan="3">詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※</td><td rowspan="3">貧血検査</td><td>赤血球数</td></tr>
<tr><td>血色素量</td></tr>
<tr><td>ヘマトクリット値</td></tr>
<tr><td colspan="2">心電図検査</td></tr>
<tr><td colspan="2">眼底検査</td></tr>
</table>

※　健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第３条に基づく必要な情報を提供するものとする。

※　血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cを測定すること。

※　詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

別紙３

内訳書

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>1人当たり委託料単価
（消費税含む）

【個別健診】</th><th>支払条件</th></tr>
<tr><td rowspan="4">健康診査※</td><td colspan="2">基本的な健診の項目</td><td>7，500　円</td><td rowspan="4">健診実施後に一括

※　健診単価には、消費税・検査結果通知費・情報提供料・電子的データ提出に係る費用を含む。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">詳細な健診の項目
（医師の判断による追加項目）</td><td>貧血検査</td><td>231　円</td></tr>
<tr><td>心電図検査</td><td>1，365　円</td></tr>
<tr><td>眼底検査</td><td>1，176　円</td></tr>
</table>

別紙４

個人情報取扱注意事項

１　基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

２　秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３　収集の制限

(1)　乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2)　乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

４　利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

５　適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

６　再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

７　資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

８　従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

９　実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

１０　事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

平成２２年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、福岡県医師国民健康保険組合（以下「甲」という。）と社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総　則）

第１条　甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第２条　甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。)」に基づき、別紙１健診等内容表のとおりとする。

２　業務は、乙が指定する乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙２実施機関一覧表）で行うものとする。

３　特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、法第２３条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当っては、実施基準第３条に基づき、特定健康診査受診結果表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

４　特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、乙若しくは実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する「福岡県国民健康保険団体連合会」（以下「国保連合会」という。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第３条　特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

２　特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期

限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第４条　この契約の有効期間は、平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までとする。

２　特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

（委託料）

第５条　委託料は、別紙３内訳書のとおりとする。

（委託料の請求）

第６条　乙若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から６ヵ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙３内訳書に定める支払条件に基づき、国保連合会に請求するものとする。

２　第１項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（ＦＤ、ＭＯ、若しくはＣＤ－Ｒ）を実施月の翌月５日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

３　第１項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

４　特定保健指導においては、第２項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記

録類等」という。）についても、甲が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は電子データ又は紙により直接送付するものとする。

（委託料の支払い）

第７条　甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が６日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。

２　甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて実施機関に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。

３　実施機関は前項の返戻を受けた場合において、再度第６条第１項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第８条　実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

２　実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を国保連合会等を通じて実施機関に支払うものとする。

３　実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

４　特定保健指導の積極的支援における期間（３～６ヵ月）中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを国保連合会へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を国保連合会を通じて実施機関に支払うこととする。

５　特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を

国保連合会を通じて実施機関に支払うこととする。

（再委託の禁止）

第９条　乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

２　前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第６条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

（譲渡の禁止）

第１０条　乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第１１条　実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

２　前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

３　前２項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（個人情報の保護）

第１２条　乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙４個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成１８年４月２１日医政発第０４２１００５号、薬食発第０４２１００９号、老発第０４２１００１号）及び各都道府県において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

２　前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するも

のとする。

（業務等の調査等）

第１３条　甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

２　甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

（契約の解除）

第１４条　甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

２　前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

（協　議）

第１５条　この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２２年４月１日

委託者（甲）
福岡県医師国民健康保険組合
福岡市博多区博多駅南２－９－５０
理事長　横　倉　義　武

受託者（乙）
社団法人福岡県医師会
福岡市博多区博多駅南２－９－３０
会長　横　倉　義　武

別紙１

健診等内容表

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="22">特定健康診査</td><td rowspan="19">基本的な健診の項目</td><td colspan="3">既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）</td></tr>
<tr><td colspan="3">自覚症状及び他覚症状の検査</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">身体計測</td><td>身長</td></tr>
<tr><td>体重</td></tr>
<tr><td>腹囲</td></tr>
<tr><td>BMI</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">血圧</td><td>収縮期血圧</td></tr>
<tr><td>拡張期血圧</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">血中脂質検査</td><td>中性脂肪</td></tr>
<tr><td>HDL－コレステロール</td></tr>
<tr><td>LDL－コレステロール</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">肝機能検査</td><td>GOT</td></tr>
<tr><td>GPT</td></tr>
<tr><td>γ－GTP</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">血糖検査</td><td>空腹時血糖</td></tr>
<tr><td>ヘモグロビンA1c</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">尿検査</td><td>糖</td></tr>
<tr><td>蛋白</td></tr>
<tr><td rowspan="5">詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）※</td><td colspan="2" rowspan="3">貧血検査</td><td>赤血球数</td></tr>
<tr><td>血色素量</td></tr>
<tr><td>ヘマトクリット値</td></tr>
<tr><td colspan="3">心電図検査</td></tr>
<tr><td colspan="3">眼底検査</td></tr>
<tr><td rowspan="5">特定保健指導</td><td>動機付け支援</td><td colspan="3">○支援期間・頻度
面接による支援のみ原則1回の支援とする。
○支援形態
a面接による支援
1人当たり20分以上の個別支援、または1グループ（1グループ8名以下）当たり80分以上のグループ支援で実施する。
b評価
6ヵ月後、面接または通信（電話、e-mail、FAX等）にて実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">積極的支援</td><td colspan="2">初回時面接の形態</td><td>動機付け支援と同様</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3ヶ月以上の継続的な支援</td><td>実施ポイント</td><td>合計180ポイント以上</td></tr>
<tr><td>主な実施形態</td><td>面接又は通信（電話、e-mail、FAX等）により支援A（積極的関与タイプ）160ポイント以上と支援B（励ましタイプ）20ポイント以上の支援を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">終了時評価の形態</td><td>6ヵ月後、面接または通信（電話、e-mail、FAX等）にて実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険者独自の追加健診項目</td><td colspan="3">尿酸、クレアチニン、尿潜血、ヘモグロビンA1c</td></tr>
</table>

※ 血糖検査においては、空腹時血糖及びヘモグロビンA1cを測定すること。

※ 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

※ 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※ 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

別紙３

内 訳 書

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>１人当たり委託料単価
（消費税含む）</th><th>支払条件</th></tr>
<tr><td rowspan="4">特定健康診査</td><td colspan="2">基本的な健診の項目</td><td>７，７８０円</td><td rowspan="4">健診実施後に一括</td></tr>
<tr><td rowspan="3">詳細な健診の項目
（医師の判断による追加項目）</td><td>貧血検査</td><td>２３１円</td></tr>
<tr><td>心電図検査</td><td>１，３６５円</td></tr>
<tr><td>眼底検査</td><td>１，１７６円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定保健指導</td><td colspan="2">動機付け支援</td><td>１０，８１５円</td><td>面接による支援終了後に左記金額の８／１０を支払い
残る２／１０は実績評価終了後に支払い</td></tr>
<tr><td colspan="2">積極的支援</td><td>２８，６６５円</td><td>初回時の面接による支援終了後に左記金額の４／１０を支払い
残る６／１０（内訳としては３ヵ月以上の継続的な支援が５／１０、実績評価が１／１０）は実績評価終了後に支払い
３ヵ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額の５／１０に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払い</td></tr>
<tr><td rowspan="4">追加健診項目</td><td colspan="2">尿酸</td><td rowspan="3">３項目　２２０円</td><td rowspan="4">健診実施後に一括</td></tr>
<tr><td colspan="2">クレアチニン</td></tr>
<tr><td colspan="2">尿潜血</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヘモグロビンＡ１ｃ</td><td>０円</td></tr>
</table>

※　特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により１円単位とする。

※　委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

別紙４

個人情報取扱注意事項

１　基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

２　秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３　収集の制限

（１）乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（２）乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

４　利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

５　適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

６　再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲

において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7　資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8　従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9　実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

１０　事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。